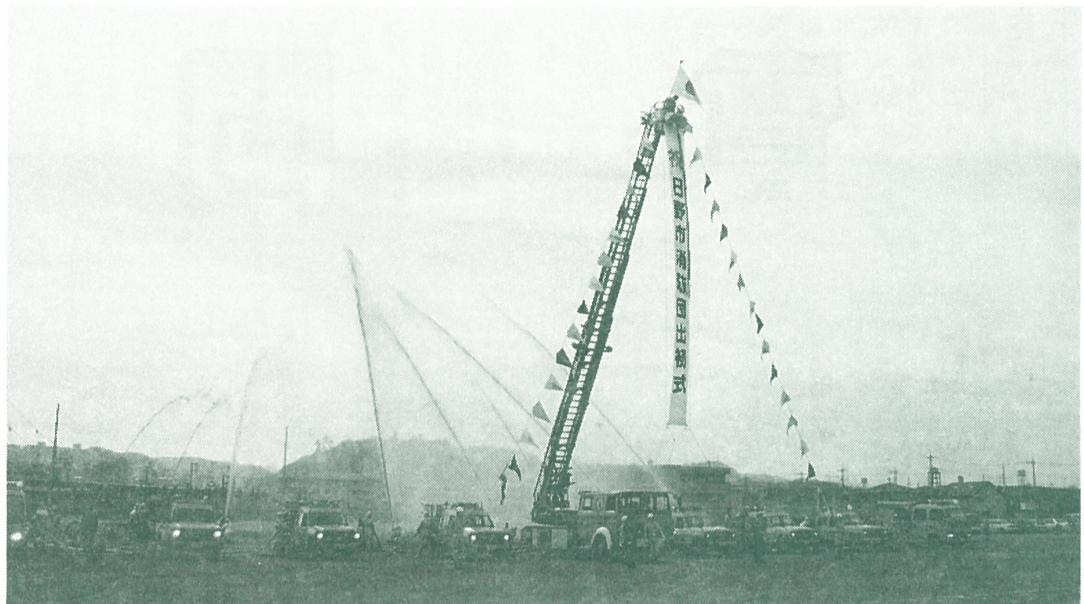


皆さんの意見を
反映させる
市議会を
傍聴しましょう

ひの 市議会だより

市議会だより 第132号
平成8年2月6日
発行日 野市議会
住所 〒191日野市神明一丁目12番地の1
電話 (0425) 85-1111
内線 601 ~ 604



▲1月14日、浅川スポーツ広場で行われた消防団出初式

特別委員会の

中間報告(要旨)

◆下水道対策特別委員会
日野市の公共下水道事業は、平成6年度末に整備普及率61%となりました。しかし、浅川処理区は45%にとどまっていることから、その普及を図るために問題点の調査研究を重点に取り組んできました。

特に浅川左岸地域の促進のために、新設道路用地の確保が必須条件であることから、栄町地域の都市計画道路の早期整備を東京都に要請しました。また、万願寺第2と東町の区画整理事業の促進も大きな課題となりました。

◆スポーツ・文化施設対策特別委員会
多摩川市民グラウンドなど、事業の推進が見られました。そこで、事業の推進が見られました。

◆スキー・文化施設対策特別委員会
浅川スポーツ広場の整備・拡張と都立美術館の誘致には具体的な進展はありませんでした。しかし、総合体育館の建設に向けた検討委員会の発足、小中学校の施設を活用した移動公民館事業や地域開放の実施、中央図書館の夜間開館の開始などを申し上げ中間報告とします。

平成7年第4回定例会日程

12月7日 (初日)	会期の決定、行政報告 議案上程、請願上程
8日 ~14日	一般質問
15日	一般質問、議案上程、請願上程
18日	常任委員会 (厚生、建設)
19日	常任委員会 (総務、文教)
20日	特別委員会
22日 (最終日)	審査報告、議案上程

平成7年第4回定例会は、12月7日から22日までの16日間にわたり開かれ、市長提出議案26件、議員提出議案14件、請願・陳情28件（3件取り下げ）が審議されました。（審議結果は4面に掲載）。

市長提出議案は2件に付帯意見がついたものの、第3回定例会より継続審査となっていた「第3次日野市基本構想の制定」など、26議案すべてが原案どおり可決されました。議員提出議案は撤回された一件を除く13議案が原案どおり可決さ

れました。また、請願・陳情は14件を採択、2件を不採択とし、9件は引き続き調査研究のため継続審査となりました。市政全般について行政側の取り組みを問う一般質問は6日間にわたり行われ、24名の議員が47件の質疑を行いました。また、定例会最終日には、4つの特別委員会の委員長より各特別委員会の2年間の審議の経過が、本会議場において報告されました。

基本構想の制定など市長提出議案はすべて原案どおり可決されました

主な議案と内容

第3次日野市基本構想の制定（原案可決）

【提案の理由】21世紀を展望する総合的な政策の展開を図るため、地方自治法第2条第5項の規定に基づき基本構想を制定するものです。

【提案の内容】『緑と文化の市民都市』を目指す都市像とし、それを支える三つの要素を「緑と清流と太陽の都市」「文化とくるおいの都市」「人間尊重、自治、参加、連帯の都市」とする第2次基本構想を、新たな観点でどうえり受け継いでいく

廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

【提案の理由】健全な財政計画のもとに下水道事業を進めるため、市関係当局の精力的な取り組みを強く要望して中間報告とします。

【提案の内容】手数料使用料等検討委員会の答申に基づき、廃棄物関係の手数料を改正するものです。

【提案の理由】手数料使用料等検討委員会の答申に基づき、廃棄物関係の手数料を改正するものです。

【提案の内容】手数料使用料等検討委員会の答申に基づき、廃棄物関係の手数料を改正するものです。

【提案の内容】一般家庭の使用料の算定方法は、10m³以下の基本料金が50円、11m³分が1m³につき90円、21m³分が50m³が120円、51m³分が150円、101m³分が200円が

れます。これにより、使用料金は平均14・4%の上昇となります。更に、自指す都市像を実現していくために、◎生きる喜びを創り出す健康と福祉のまち ◎豊かな人間性を育てる教育と文化のまち

◎自然と調和する安全・快適なまち ◎活気ある産業

【条例の施行日】平成8年4月1日より建築確認事務が東京都より日野市に移管されます。このために、あつせん・調停を行い、必要があるときは建築主に対し、工事着手の延期や工事の停止を要請することができます。

ため、建築計画の周知に努め説明会等を実施すること。また、市長は紛争の解決のため、必要があるときは建築主に対し、工事着手の延期や工事の停止を要請することができます。

たため、必要があるときは建築主に対し、工事着手の延期や工事の停止を要請することができます。

ため、建築計画の周知に努め説明会等を実施すること。また、市長は紛争の解決のため、必要があるときは建築主に対し、工事着手の延期や工事の停止を要請することができます。

たため、必要があるときは建築主に対し、工事着手の延期や工事の停止を要請することができます。

たため、建築計画の周知に努め説明会等を実施すること。また、市長は紛争の解決のため、必要があるときは建築主に対し、工事着手の延期や工事の停止を要請することができます。

たため、建築計画の周知に努め

審 請
查 願。
狀 陳
況 情
の

今定例会における請願・陳情の審査状況は次のとおりです。

【請願の要旨】民間医療機関の経営基盤安定化、地域医療の充実のため、診療報酬組合に要望して下さい。
【結論】賛成少数で不採用です。

【結論】賛成少数で不採用です。

今定例会で 議決した議案

市長提出議案

議員提出議案